

～弓道場使用許可証の更新手続き～

平素より旧芝離宮恩賜庭園の弓道場をご利用いただき、誠にありがとうございます。許可証の有効期限を迎える前に、有効期限延長の手続きを下記の通り旧芝離宮恩賜庭園の窓口でお願いします。

利用者の段位に応じた手続きの分類

①許可書作成時、2 段以上の利用者

②許可書作成時、1 級または初段で、現在 2 段以上に昇段した利用者

③許可書作成時、1 級または初段で、現在も昇段していない利用者

④許可書作成時、1 級または初段で、現在も昇段しておらず、有効期限が 2 0 2 5 年 8 月 3 1 日までの利用者

手続きの分類	延長期間	手続きに必要なもの	手続き開始時期
上記①の利用者	3 年間延長	①使用中の許可証②顔写真（現在の仕様と同様）★ ③弓道場使用許可証発行・更新申請書兼同意書 ④顔写真付き身分証明書	有効期限 1 ヶ月前～
上記②の利用者	3 年間延長	①使用中の許可証②顔写真（現在の仕様と同様）★ ③2 段以上の認許状（全日本弓道連盟発行の原本） ④弓道場使用許可証発行・更新申請書兼同意書 ⑤顔写真付き身分証明書	有効期限 1 ヶ月前～
上記③の利用者	2 0 2 7 年 8 月 3 1 日まで延長	①使用中の許可証②顔写真（現在の仕様と同様）★ ③弓道場使用許可証発行・更新申請書兼同意書 ④顔写真付き身分証明書	有効期限 1 ヶ月前～
上記④の利用者	2 0 2 7 年 8 月 3 1 日まで延長	①使用中の許可証 ②弓道場使用許可証発行・更新申請書兼同意書 ③顔写真付き身分証明書	いつでも可

★顔写真は提出の 6 か月以内に撮影されたもの。

※手続きに必要なものを忘れた場合は許可証を作成できません。更新手続きはご本人様ご自身でお願いします。

※昇段していて許可証作成時の段位を更新したい場合、全日本弓道連盟が発行している認許状（原本）を持参してください。

※上記①、②の方は、有効期限が切れた後に更新手続きをした場合は、手続きをした日から起算して 3 年間の延長期間となります。

※2 0 2 7 年 9 月 1 日以降、許可証発行条件の段位を 2 段以上に引き上げる可能性があります。

2026年2月17日

旧芝離宮恩賜庭園サービスセンター